

静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第44号

静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
(静岡県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 静岡県税賦課徴収条例(昭和47年静岡県条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業税の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第16条 法第72条の23第2項の医療法人若しくは農業協同組合連合会(以下「医療法人等」という。)又は法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人は、当該医療法人等又は個人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項又は第72条の49の12第1項ただし書の規定によつて益金の額若しくは個別帰属益金額(法第72条の18の個別帰属益金額をいう。)及び損金の額若しくは個別帰属損金額(法第72条の18の個別帰属損金額をいう。)又は総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分を、その他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(ゴルフ場利用税の課税免除)</p> <p>第27条 <u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する国民体育大会に参加する選手(法第75条の3第1号の規定により証明された者に限る。)</u>が当該国民体育大会の公式の練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用に対しては、<u>ゴルフ場利用税を課さない。</u></p> <p>(ゴルフ場利用税の不均一課税)</p> <p>第29条 国民体育大会に準ずる競技会で規則で定めるものに参加する選手が当該競技会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場</p>	<p>(事業税の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第16条 法第72条の23第2項の医療法人若しくは農業協同組合連合会(以下「医療法人等」という。)又は法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人は、当該医療法人等又は個人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項又は第72条の49の12第1項ただし書の規定によつて益金の額及び損金の額又は総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分を、その他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第27条 削除</p> <p>(ゴルフ場利用税の不均一課税)</p> <p>第29条 <u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条第1項に規定する国民体育大会に準ずる競技会で規則で定めるものに参加する選手が当該競技会の競技又は公式の練習とし</u></p>

利用税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条に定める税率の2分の1とする。

2 (略)

附 則

(特例民法法人等に係る特例)

34 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第14条の2の規定を適用する。

35 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第52条第2項の規定を適用する。

てゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条に定める税率の2分の1とする。

2 (略)

附 則

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

34 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 静岡県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)</p> <p>34 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)</p> <p>34 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p>35 <u>法附則第60条第1項に規定する条例で定め</u></p>

	<p><u>る放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるものとする。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成30年静岡県条例第46号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

<p style="text-align: center;">（ゴルフ場利用税の課税免除）</p> <p>第27条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する<u>国民体育大会</u>に参加する選手（法第75条の3第1号の規定により証明された者に限る。）が<u>当該国民体育大会</u>の公式の練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課さない。</p> <p style="text-align: center;">（ゴルフ場利用税の不均一課税）</p> <p>第29条 <u>国民体育大会</u>に準ずる競技会で規則で定めるものに参加する選手が当該競技会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条に定める税率の2分の1とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（ゴルフ場利用税の課税免除）</p> <p>第27条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する<u>国民スポーツ大会</u>（以下「<u>国民スポーツ大会</u>」という。）に参加する選手（法第75条の3第1号の規定により証明された者に限る。）が<u>国民スポーツ大会</u>の公式の練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用に対しては、ゴルフ場利用税を課さない。</p> <p style="text-align: center;">（ゴルフ場利用税の不均一課税）</p> <p>第29条 <u>国民スポーツ大会</u>に準ずる競技会で規則で定めるものに参加する選手が当該競技会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条に定める税率の2分の1とする。</p> <p>2 （略）</p>
--	---

を

<p style="text-align: center;">（ゴルフ場利用税の不均一課税）</p> <p>第29条 スポーツ基本法（平成23年法律第78</p>	<p style="text-align: center;">（ゴルフ場利用税の不均一課税）</p> <p>第29条 スポーツ基本法（平成23年法律第78</p>
--	--

<p>号) 第26条第1項に規定する<u>国民体育大会</u>に準ずる競技会で規則で定めるものに参加する選手が当該競技会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条に定める税率の2分の1とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>号) 第26条第1項に規定する<u>国民スポーツ大会</u>に準ずる競技会で規則で定めるものに参加する選手が当該競技会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条に定める税率の2分の1とする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

に改める。

附則中「平成35年1月1日」を「令和5年1月1日」に改める。

(静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 静岡県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(令和元年静岡県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

(特例民法法人等に係る特例)	(特例民法法人等に係る特例)
<u>34</u> (略)	<u>33</u> (略)
<u>35</u> (略)	<u>34</u> (略)

を

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)	(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)
<u>34</u> (略)	<u>33</u> (略)
(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)	(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
<u>35</u> (略)	<u>34</u> (略)

に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定又は改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和3年1月1日

(2) 第1条中静岡県税賦課徴収条例第16条の改正及び次項の規定 令和4年4月1日

2 第1条の規定による改正後の静岡県税賦課徴収条例第16条の規定は、令和4年4月1日以後に開始する

事業年度（連結子法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第５条第２項に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）の連結親法人事業年度（同項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。